

第8回 「土地家屋調査士ってどんな人？」

土地家屋調査士は、土地や家屋（建物）を調査する専門家です。

1. 土地・建物の所有者に代わって、表示に関する登記の申請手続きをする人

調査結果をもとに、法務局へ提出する登記申請書、図面などを作成し、手続きを行います。土地・建物管理は、登記簿の表題部にその状況を正しく記載することから始まるといえます。土地については所在地番、地目、地積、建物についてはどこにどのような建物があるかを表題登記で確定します。

2. 土地・建物に関する調査・測量をする人

土地の管理は境界標の設置から始まります。境界標は所有する土地の範囲を確定します。土地売買、建物建築、住宅造成する時などは、土地の境界が必要です。取引の安全は地積の測定から始まります。地積測量図は土地の所在位置、形状、面積を証明しています。

3. 土地境界に最も詳しい人

土地家屋調査士が土地の測量を行う時、隣接所有者へ境界の立会い、確認の作業を行います。「境界」とは、異筆の土地の間の境界で、客観的に固有なもの（最判昭和31年12月28日）とされているように公法上の境界とも定義され『筆界』つまり、地番の境を指します。

4. 筆界特定制度を活用するために土地所有者に代わって申請手続きをする人

筆界特定制度とは、土地の所有者として登記されている人などの申請に基づいて、筆界特定登記官が、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、現地における土地の筆界の位置を特定する制度です。土地家屋調査士は土地所有者に代わって申請手続きをいたします。

5. 土地の境界紛争を裁判によらない方法で解決する人（ADR認定土地家屋調査士）

今までは土地の境界紛争が生じた場合、時間と費用がかかる裁判等（調停あるいは筆界確定訴訟、所有権確定訴訟）しかありませんでした。しかし、平成19年4月1日より「ADR法」が施行されました。裁判よりもコストや時間を抑えた境界紛争の解決の方法を定めたもので、ADR認定土地家屋調査士は、土地所有者の状況により最適な方法で問題解決にあたります。

○問合先／札幌法務局江別出張所 ☎ 011-382-2132 HP <http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo>
札幌司法書士会 ☎ 011-272-9035 HP <http://www.sihosyosi.or.jp/>
札幌土地家屋調査士会 ☎ 011-271-4593 HP <http://www.saccho.com/>

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間のお知らせ

平成27年11月16日(月)から11月22日(日)までは、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間です。職場におけるセクシュアル・ハラスメント、夫やパートナーからの暴力など、女性の人権に関する悩みごとや心配ごとについて、法務局職員や人権擁護委員が電話相談時間を延長して対応し、解決に導きます。相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

ゼロナゼロのホットライン
専用相談電話 **0570-070-810**

●相談時間は次のとおりです。

11月16日(月)～20日(金) 午前8時30分～午後7時
11月21日(土)・22日(日) 午前10時～午後5時

○問合先／札幌法務局人権擁護部第二課調査救済第四係 ☎011-709-2311



ペットはマナーを守って飼いましょう！

